

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 8 月 12 日号 (No.381)

I. 重要法令等の解説

1. 「データ域外移転安全評価規則」

II. 注目法令等の紹介

1. 「一部の事業者集中事件に係る独占禁止審査の実施委託の試行に関する公告」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：石本 茂彦

I. 重要法令等の解説

1. 「データ域外移転安全評価規則」¹

国家インターネット情報弁公室 2022 年 7 月 7 日公布、2022 年 9 月 1 日施行

執筆担当：張 雪駿、崔 俊、井村 俊介、森 規光

●安全評価が必要となる場合が明確化

重要データや個人情報の域外移転について、安全評価を行うことが必要となる場合が明確化された。以下の場合等にはデータを域外提供する際に安全評価が求められるため、該当する企業は安全評価を実施する必要がある。

- ・重要データを域外に提供するデータ取扱者
- ・100 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者
- ・前年 1 月 1 日以降に累計 10 万人分の個人情報又は累計 1 万人分の機微な個人情報を域外に提供したデータ取扱者

●二重評価制度（自己評価+当局評価）の確立

安全評価を実施する場合、まずはデータ取扱者が自己評価を行い、その後ネットワーク安全情報部門が安全評価を行うという、二段階の評価が必要となる。本規定では、それぞれの段階の評価における重点評価事項も定められている。

●施行前のデータ移転行為にも適用

本規則の施行前にすでに実施されていたデータ域外移転行為が本規則の規定に合致しない場合、2023 年 2 月末までに安全評価を完了する必要があるともされる。

(1) 背景

いわゆる「データ 3 法」(「ネットワーク安全法²」(2017 年 6 月 1 日施行)、「デー

¹ 原文「数据出境安全评估办法」

² 本ニュースレターNo.238 (2016 年 11 月 25 日発行) をご参照。

中国最新法令〈速報〉

タ安全法³（2021年9月1日施行）及び「個人情報保護法⁴」（2021年11月1日施行）では、重要データや個人情報の域外移転について一定の場合に安全評価の実施が要求されているが、その実施方法や内容の詳細は規定されていない。これまで安全評価の詳細を定める下位規則やガイドライン等は、意見募集稿としていくつか公表されてきたが⁵、いずれも正式な公布には至っていなかった。また、「個人情報保護法」40条によって個人情報の域外移転に際して安全評価に合格することが求められる対象（一定数量を超える個人情報を扱う個人情報取扱者）の内容も、未だ明確には規定されていない。

このような背景の下で、国家インターネット情報弁公室は2022年7月7日付で「データ域外移転安全評価規則」（以下「本規則」という。）を正式に公布した⁶。

（2）安全評価が必要となる場合

本規則では、データ取扱者⁷は、データを域外に提供する⁸際、次の各号のいずれかの状況に該当する場合は、安全評価を申請しなければならないと規定された（4条）。

- ① データ取扱者が域外に重要データを提供する場合
- ② 重要情報インフラ運営者及び100万人分以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が域外に個人情報を提供する場合
- ③ 前年1月1日以降に累計10万人分の個人情報又は累計1万人分の機微な個人情報を域外に提供したデータ取扱者が個人情報を域外に提供する場合
- ④ 国のネットワーク情報安全部門が定める、データ域外移転安全評価を申請する必要があるその他の場合

まず①について、「ネットワーク安全法」37条においては、重要データの域外移転規制の主体は「重要情報インフラの運営者」のみとされ、「データ安全法」31条においては、重要情報インフラの運営者に該当しないデータ取扱者による域外移転は別途規則を制定するとされていたが、本規則においては、広く「データ取扱者」一般に

³ [本ニュースレターNo.354（2021年6月25日発行）](#)をご参照。

⁴ [本ニュースレターNo.359（2021年9月21日発行）](#)をご参照。

⁵ 具体的には、「個人情報及び重要データの域外移転安全評価規則（意見募集稿）」（2017年4月11日公表、本ニュースレターNo.251（2017年4月28日発行）をご参照）、「情報安全技術 データ域外移転安全評価ガイドライン（意見募集稿）」（2017年8月25日公表）、「データ安全管理規則（意見募集稿）」（2019年5月28日公表、[本ニュースレターNo.304（2019年6月14日発行）](#)をご参照）及び「個人情報域外移転安全評価規則（意見募集稿）」（2019年6月13日公表、[本ニュースレターNo.305（2019年6月28日発行）](#)をご参照）等が挙げられる。

⁶ 本規則については、2021年10月29日、国家インターネット情報弁公室から「データ域外移転安全評価規則（意見募集稿）」（[本ニュースレターNo.364（2021年11月26日発行）](#)）をご参照）が公表されていた。

⁷ 本規則では、「データ取扱者」の定義は明記されていない。この点、2021年11月14日に公表された「ネットワークデータ安全管理条例（意見募集稿）」（[本ニュースレターNo.365（2021年12月10日発行）](#)）をご参照）では、「データ取扱者」は、データの取扱活動において、取扱目的、取扱方法を自ら決定する個人又は組織をいうと定義され（73条5号）、個人情報保護法における個人情報取扱者とパラレルな定義が置かれている。

⁸ 「域外に提供する」（すなわち、域外移転）の定義について、本規則では明記されていないが、本規則の公布に際して国家インターネット情報弁公室が行った記者会見の内容によれば、主に①データ取扱者が中国国内において収集し、及び生成したデータを域外に転送又は保存する場合、及び②データ取扱者が収集し、及び生成したデータが中国国内に保存されるが、域外の機構、組織又は個人がアクセス又は使用できる場合がこれに含まれるものとされている。

中国最新法令〈速報〉

よる重要データの域外移転について安全評価の実施が必要とされた。そのため、重要データを域外移転する場合には、基本的に主体の限定なく、広く安全評価の実施が必要となる。この場合、「重要データ」が何かが問題となるが、本規則においては重要データを「一旦改竄、破壊、漏洩又は違法取得、違法利用等を受けると、国の安全、経済運営、社会の安定、公共の健康及び安全等が脅かされる可能性のあるデータ」と定義しているものの（19条）、その範囲は引き続き明確でない⁹。

また②及び③について、「個人情報保護法」40条において、取り扱う個人情報が一定数量を超える個人情報取扱者による個人情報の域外移転においては安全評価の実施が必要とされているが、本規則によって「100万人分以上の個人情報」の取扱い、又は「前年1月1日以降に累計10万人分の個人情報又は累計1万人分の機微な個人情報」の域外移転という数量基準が規定されたことになる¹⁰。

(3) 安全評価手続の流れ（二重評価制度等）及び重点評価事項

安全評価を実施する場合、データ取扱者は、まずデータ域外移転リスクの自己評価¹¹を実施しなければならない。その上で、所在地の省級のネットワーク安全情報部門を通じて国のネットワーク安全情報部門に安全評価を申請し、合格しなければならない。本規則では、以上のような二重評価制度が定められているが、それぞれの評価における重点評価事項は、以下のとおりである（5条、8条）。

自己評価の重点評価事項	当局による安全評価の重点評価事項
データの域外移転及び域外の受領者によるデータ取扱の目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性	データの域外移転の目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性
—	域外の受領者の所在国又は地域のデータ安全保障政策法規及びネットワーク安全環境による域外移転データの安全に対する影響。域外の受領者のデータ保護水準が中華人民共和国の法律、行政法規の規定及び強制国家標準の要求を満たすか否か
データの域外移転の規模、範囲、種類、機微度、データの域外移転により国の安全、	域外に移転するデータの規模、範囲、種類、機微度

⁹ 2017年8月25日に公表された「情報安全技術 データ域外移転安全評価ガイドライン(意見募集稿)」の中に重要データ識別ガイドラインが含まれており、各業界分野における重要データの具体的な内容を記載していた。当該ガイドラインは未だに正式に公布されていないが、今後、ガイドライン等によって重要データの範囲が具体的に定められることも想定される（なお、2021年10月1日に施行された「自動車データ安全管理若干規定(試行)」(本ニュースレターNo.359(2021年9月21日発行))をご参照)においては自動車業界における重要データの具体的な内容を規定している。

¹⁰ なお、②及び③の要件に該当しないことは、個人情報の域外移転に際して標準契約を締結する方式によるための要件とも一致しており(「個人情報域外移転標準契約規定(意見募集稿)」4条)、個人情報の域外移転にあたってこれらの量的基準は様々な面で意味を有するものと考えられる。

¹¹ 「情報安全技術 データ域外移転安全評価ガイドライン(意見募集稿)」の3.9においても自己評価に関する内容が規定されている。

中国最新法令 < 速報 >

公共の利益、個人又は組織の合法的権益にもたらされる可能性のあるリスク	
データが域外移転中又は域外移転後に改竄、破壊、漏洩、紛失、転送又は違法取得、違法利用等を受けるリスク	域外移転中及び域外移転後に改竄、破壊、漏洩、紛失、転送又は違法取得、違法利用等を受けるリスク
個人情報権益の維持保護のためのルートが開かれているか否か	データ安全及び個人情報権益が十分に有効な保障を受けられるか否か
域外の受領者が引受を確約した責任義務、及び責任義務の履行の管理及び技術措置、能力等がデータの域外移転の安全を保障できるか否か	
域外の受領者と締結予定のデータ域外移転関連契約又はその他の法的効力を有する文書等（以下「法律文書」と総称する。）において、データ安全保護責任義務が十分に約定されているか否か	データ取扱者と域外の受領者が締結予定の法律文書において、データ安全保護責任義務が十分に約定されているか否か
—	中国の法律、行政法規、部門規則の遵守状況
データ域外移転の安全に影響が及ぶ可能性のあるその他の事項	国のネットワーク安全情報部門が評価が必要であると認めるその他の事項

データ取扱者は、データ域外移転安全評価を申請する際に、データ域外移転リスク自己評価報告を含む所定の資料¹²を提出しなければならない（6条）。

国のネットワーク安全情報部門は、申請状況に基づき国务院の関連部門、省級のネットワーク安全情報部門、専門機構等を組織して安全評価を行い（10条）、書面の受理通知書を発行した日から45営業日以内にデータ域外移転安全評価を完了する（12条1項）。もっとも、状況が複雑である場合又は資料の補充、訂正が必要な場合には、適宜延長し、かつデータ取扱者に延長の見込み期間を告知することができる（12条1項）。評価の結果は、書面の形式によりデータ取扱者に通知される（12条2項）。

データ取扱者は、評価結果に異議がある場合には、評価結果を受領してから15営業日以内に、国のネットワーク安全情報部門に再評価を申請することができ、再評価の結果は終局的なものとなる（13条）。

(4) その他（施行日以前のデータ域外移転行為への適用等）

本規則では、データ取扱者が域外の受領者と締結する法律文書には、一定の内容を含めた上で、データ安全保護責任及び義務を十分に定めなければならないと規定

¹² データ域外移転リスク自己評価報告以外の申請資料には、申請書、データ取扱者が域外の受領者と締結する予定の法律文書及び安全評価業務に必要なその他の資料がある。

中国最新法令 < 速報 >

されている（9条）。

また、本規則では、データ域外移転評価の結果の有効期間を2年間¹³とする一方で、データの域外移転の目的、方法、データの範囲、域外の受領者によるデータ取扱の用途及び方式に変更が生じた場合等の所定の場合においては、改めて評価を申請しなければならないと規定されている（14条）。

加えて、本規則の施行前にすでに実施されていたデータ域外移転行為¹⁴が本規則の規定に合致しない場合には、本規則の施行日から6か月以内に是正しなければならないとされている（20条）。このため、本規則の適用対象であり、かつ施行日前にすでにデータの域外移転を実施していた企業（例えば、2021年1月1日以降に累計10万人分の個人情報を域外に提供したデータ取扱者）は、2023年2月末までに安全評価を完了させる必要があることになる。

（全20条）

II. 注目法令等の紹介

1. 「一部の事業者集中事件に係る独占禁止審査の実施委託の試行に関する公告」¹⁵

国家市場監督管理総局 2022年7月8日公布、2022年8月1日施行

執筆担当：胡 勤芳、塩崎 耕平、鈴木 幹太

本公告は、事業者集中事件の審査の効率化のために、簡易手続事件の審査業務（の一部）を、試験的に特定の地方レベルの機関に委託するというものである。

本公告によって、2022年8月1日から2025年7月31日の間、北京、上海、広東、重慶及び陝西という5つの省レベルの市場監督管理部門（以下「試行省レベル市場監督管理部門」という。）に、一部の事業者集中事件に係わる独占禁止審査（後記のとおり簡易審査案件に限定される。）の実施委託の試行がされる（前文及び4条）。なお、上海市市場監督管理局は、本公告に基づき、既に第一号事案の委託審査を受け付けた¹⁶。

中国では、特に2021年、事業者集中申告の件数が824件、審査完了の件数が727

¹³ 有効期間が満了し、データの域外移転行為の実施を継続する必要がある場合には、データ取扱者は、有効期間満了の60営業日前までに改めて評価を申請しなければならない。

¹⁴ 「本規則の施行前にすでに実施されていたデータ域外移転行為」に関して、どこまで過去の行為に遡及して本規則が適用されるのかについて、本規則や当局による記者会見では明確にはされていない。遡及範囲に関する議論としては、例えば、本規則の施行日前にデータの域外移転を実施したものの、域外受領者がすでに当該データを削除又は匿名化したような場合には、本規則は遡及適用されないという見解もある。ただ、（規制としての実効性の有無はさておき）、少なくとも、本規則施行日前にデータ域外移転行為が存在し、かつすでに移転されたデータがなお域外に保存されており、域外受領者によるアクセス又は取扱いが可能であるような場合については、本規則が遡及的に適用され、安全評価が必要とされることになるというのが当該規定の趣旨のようである。

¹⁵ 原文「市场监管总局关于试点委托开展部分经营者集中案件反垄断审查的公告」

¹⁶ 上海市市場監督管理局ウェブサイト (<http://scjqj.sh.gov.cn/1570/>)

中国最新法令〈速報〉

件と、審査に係る件数が飛躍的に増加した¹⁷。こうした状況を踏まえて、「事業者集中審査暫定規定」¹⁸に定められた地方レベルへの審査実施の委託に関する規定を根拠として本公告が施行された。

また、「独占禁止法」¹⁹本体では、事業者集中の類別級別審査制度の整備²⁰が規定されているが、本公告は上記制度のうち「級別審査」の内容を具体化したものとも解される。

なお、先日公表された「事業者集中の申告基準に関する規定」の意見募集稿では、申告基準の大幅な引き上げについても規定がなされていた²¹が、本公告では、件数の多い簡易手続対象事件の審理対象を限定し、かつ省レベルの市場監督管理部門への委託を進め、審査の効率化を図り、より重要な事件の審理にリソースを重点的に振り向ける方向性が示された。

(1) 委託の要件、地域の振り分け等

国家市場監督管理総局は、業務上の必要性に基づき、事業者集中簡易手続きを適用する事件の一部について、試行省レベル市場監督管理部門に委託することができる（1条）。つまり、簡易手続事件であっても、地方に委託されず国家市場監督管理総局が自ら審査するケースもあり得る。また、通常審査を適用する事件については、引き続き、国家市場監督管理総局で審査を行うことになる。

委託先となる試行省レベル市場監督管理部門は、北京、上海、広東、重慶及び陝西の市場監督管理局である。全国を5つの地域に分け、これらの各市場監督管理局がそれぞれの地域の「関連地域」とされる（下表I参照）。当該簡易手続事件とその関連地域との関連性は、下表IIに従って決められる。

【表I】

	試行省レベル市場監督管理部門	関連地域
1	北京市市場監督管理局	北京、天津、河北、山西、内モンゴル、遼寧、吉林、黒龍江
2	上海市市場監督管理局	上海、江蘇、浙江、安徽、福建、江西、山東
3	広東省市場監督管理局	広東、広西、海南
4	重慶市市場監督管理局	河南、湖北、湖南、重慶、四川、貴州、雲南、チベット
5	陝西省市場監督管理局	陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆

¹⁷ 国家市場監督管理総局が公布した「中国独占禁止法執行年度報告（2021）」。

¹⁸ [本ニュースレターNo.341（2020年11月27日発行）](#)をご参照。

¹⁹ 同法の改正（2022年6月24日公布、同8月1日施行）については、[本ニュースレターNo.379（2022年7月8日発行）](#)をご参照。

²⁰ 「独占禁止法」37条。

²¹ [本ニュースレターNo.380（2022年7月22日発行）](#)をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

【表Ⅱ】

1	少なくとも一人の申告人の住所地が当該試行省レベル市場監督管理部門が委託された関連地域に所在すること
2	事業者が持分もしくは資産を取得する方法又は契約等の方式により他の事業者に対する支配権を取得する場合であって、当該他の事業者の住所地が関連地域に所在すること
3	事業者が合併企業を新規設立し、かかる合併企業の住所地が関連地域に所在すること
4	事業者集中の関連地域市場が地域性市場であり、かつ当該関連地域性市場の全部又は主要部分が関連地域に所在すること
5	国家市場監督管理総局が委託するその他の事件

(2) 委託審査事件の業務プロセス

事件の申告は、従前のおり、中央の国家市場監督管理総局に対して行い、申告資料を提出する。但し、申告前の相談²²を行う場合は、国家市場監督管理総局又は試行省レベル市場監督管理部門に相談を申請できる（2条1項）。

他方、地方への委託事件の資料の審査及び立件については、国家市場監督管理総局から関連申告資料の移送を受けた各試行省レベル市場監督管理部門が行う（2条2項）。

地方委託事件の審査自体は、各試行省レベル市場監督管理部門が行うが、審査決定は、これらの地方部門から審査報告及び審査意見の提出を受けた国家市場監督管理総局が発出する。但し、審査決定書等の資料は、試行省レベル市場監督管理部門から申告人に送達されることになる（2条3項、4項、6項）。

（全4条）

Ⅲ. その他の法令等一覧

2022年7月5日から2022年7月18日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「金融資産投資会社資本管理規則（試行）」
（原文：金融資産投资公司資本管理办法（試行））
（中国銀行保険監督管理委員会、2022年6月17日公布、同日施行）
2. 「人身安全保護命令事件の処理における法律適用の若干問題に関する規定」
（原文：关于办理人身安全保护令案件适用法律若干问题的规定）
（最高人民法院、2022年7月14日公布、2022年8月1日施行）

²² 申告前の相談は、事業者集中申告における必須手続ではなく、相談を行うか否かは事業者が自ら決定する（「事業者集中申告に関する指導意見」9条）。

中国最新法令 < 速報 >

3. 「工業省エネ監察規則（意見募集稿）」

（原文：公开征求对《工业节能监察办法（征求意见稿）》的意见）

（工業情報化部、2022年7月5日公表、意見募集期限2022年8月5日）

セミナー情報

- セミナー 『【有料 WEB セミナー】ケースで理解するカーブアウト M&A～基礎から案件遂行上の実務ポイントまで～』
視聴期間 2022年7月11日（月）10:00～2022年9月12日（月）17:00
講師 佐藤 典仁
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『ケーススタディで理解する カーブアウト M&A の基礎とノウハウ～多国籍カーブアウト事例で分かりやすく解説～』
開催日時 2022年9月1日（木）10:00～12:00
講師 佐藤 典仁
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『中国の人事労務最新裁判例解説～セクハラ、競業禁止義務、賞与支給の在籍者要件など、最新判例から見る日系企業の留意点～』
開催日時 2022年9月14日（水）10:00～12:00
講師 五十嵐 充、宇賀神 崇
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『中国「反外国制裁法」のインパクトーウクライナ情勢も踏まえ、今後の影響などを緊急解説！ー』
開催日時 2022年10月5日（水）13:30～15:30
講師 宇賀神 崇
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国最新法令 < 速報 >

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、
山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、
福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、
重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、
児玉祐基、森琢真
姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立恵、張雪駿、
沈暘、李昕陽、崔北媿、金春賢

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com